明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ゾーン	期間帯（残存期間）	想定金利変動幅（パーセント・ポイント）	
		指定国の通貨	その他の通貨
1	一月以下	一・〇〇	二・〇〇
	一月超　三月以下	一・〇〇	二・〇〇
	三月超　六月以下	一・〇〇	二・〇〇
	六月超　十二月以下	一・〇〇	二・〇〇
2	一年超　一・九年以下	〇・九〇	一・八〇
	一・九年超　二・八年以下	〇・八〇	一・六〇
	二・八年超　三・六年以下	〇・七五	一・五〇
3	三・六年超　四・三年以下	〇・七五	一・五〇
	四・三年超　五・七年以下	〇・七〇	一・四〇
	五・七年超　七・三年以下	〇・六五	一・三〇
	七・三年超　九・三年以下	〇・六〇	一・二〇
	九・三年超　十・六年以下	〇・六〇	一・二〇
	十・六年超　十二年以下	〇・六〇	一・二〇
	十二年超　二十年以下	〇・六〇	一・二〇
	二十年超	〇・六〇	一・二〇

5　デュレーション法を用いる特別金融商品取引業者は、債券等の価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、これを保存するとともに、当該計測方法を継続して使用しなければならない。

6　第一項の個別リスク相当額は、発行者並びに配当及び残余財産の分配に係る順位が同一の債券等ごとのロング・ポジションの時価額又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額のうちいずれか多い額の合計額とする。

区分		率（パーセント）
政府債	残存期間六月以下	〇・二五
適格債	残存期間六月超二十四月以下	一・〇〇
	残存期間二十四月超	一・六〇
その他		八・〇〇

（金利感応度の分析の承認）

第十一条　特別金融商品取引業者は、金利感応度の分析を行っているときは、金融庁長官の承認を受けて、同一通貨建ての派生商品に係るポジション全体を金利感応度が等しい同一通貨建ての債券のポートフォリオとみなして前条第一項の一般市場リスク相当額を算出することができる。

2　前項の承認を受けようとする特別金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に金利感応度の分析に関する社内規則を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　登録年月日及び登録番号

三　金利感応度の分析の対象となる取引の種類

四　金利感応度の分析を行う部署の名称及び体制

五　金利感応度の分析の方法及び当該方法が次項第四号に掲げる基準に適合することを説明した複数の具体的な事例

3　金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　リスク管理過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「リスク管理部署」という。）を金利感応度の分析の対象となる取引にかかわる部署から独立して設置し、毎営業日、金利感応度の分析を行っていること。

二　リスク管理部署が、金利感応度の分析に関する事項を記載した書類を作成し、これを保存していること。

三　合理的な数の期間帯に分けて、すべての期間帯に格子点（金利感応度の算出に当たって用いる各取引の利回り曲線に係る基準期間をいう。次号において同じ。）を配置し、金利感応度の分析を行っていること。

四　各格子点における金利の変化分の合成により得られる曲線が当該債券のポートフォリオの利回り曲線に係る同一の各格子点の金利の変化分の合成により得られる曲線と近似していることその他の客観的な事情により、金利感応度を同一の金利の変動に対応する債券のポートフォリオの価値の変動と同視しうること。

4　第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者は、金利感応度の分析の方法を変更しようとする場合は、金融庁長官の承認を受けなければならない。

5　金融庁長官は、第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者が第三項各号に掲げる基準に適合しないこととなったとき又は前項の規定に違反したときは、当該承認を取り消すものとする。

（外国為替リスク相当額）

第十二条　外国為替等について、次に掲げる額の合計額に八パーセントを乗じて得た額とする。

一　通貨ごとのネット・ポジションの額（次に掲げる額の合計額をいう。）について、すべてのロング・ポジションの額又はすべてのショート・ポジションの額のいずれか多い額

イ　ネット直物ポジションの額（未収利息及び未払利息を含む通貨ごとの資産と負債の差額をいう。）

ロ　ネット先物ポジションの額（通貨スワップの元本のうち直物ポジションに含まれないものを含む先物外国為替取引の将来の受取額と将来の支払額の差額をいう。）

ハ　保証債務及び保証予約の額の取引先リスク相当額

二　金のネット・ポジションの額（標準的な測定単位で表示し円貨に換算するものをいう。）

（コモディティ・リスク相当額）

第十三条　コモディティ・リスク相当額は、コモディティ等について、コモディティ等ごとに算出した次に掲げる額の合計額とする。ただし、算出に当たっては、標準的な測定単位で表示された各コモディティ等のネット・ポジションを円貨に換算するものとする。

一　ネット・ポジションの額に十五パーセントを乗じて得た額

二　ロング・ポジションの額及びショート・ポジションの額の合計額に三パーセントを乗じて得た額